

○マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

平成二十七年三月十六日規則第十二号

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）で使用する用語の例による。

(マンションの除却等の必要性に係る認定の申請書の添付書類)

第三条 省令第七十六条の二十五第一項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第六十三条の五十六第二項第一号に該当するものとして同項の規定による認定を受けようとするマンションの耐震診断判定書（建築物の耐震診断が、技術指針事項の定めるところにより行われ、かつ、当該耐震診断の実施に当たり行った構造計算が妥当であることを建築物の構造に関し学識経験を有する者その他の知事が適切であると認めた者が証する書類をいう。）

二 前号のマンションの耐震診断を実施した者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることが分かる書類

三 その他知事が必要と認める書類

2 省令第七十六条の二十五第二項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第六十三条の五十六第二項第二号から第五号までの規定による認定を受けようとするマンションの平面図

二 その他知事が必要と認める書類

(容積率又は各部分の高さの特例に係る許可の申請書の添付図書等)

第四条 省令第七十六条の三十第一項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表に掲げる図書及び申請を必要とする理由書とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における申請に係るマンションと当該マンション以外の建築物の位置、申請に係るマンションと当該マンション以外の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
敷地等断面図	縮尺、敷地境界線の位置、申請に係るマンションと当該マンション以外の建築物の位置、敷地の地盤と道路及び隣接地との高低差並びに敷地内又は敷地の隣接地に崖がある場合にあつては、崖の高さ、崖の勾配、土質、擁壁の有無、擁壁の構造及び敷地内の排水計画
各階平面図	縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
二面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
二面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び申請に係るマンションの高さ

2 知事は、法第百六十三条の五十九第一項の許可を申請する者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日規則第二五号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和八年三月三十日規則第二四号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。